循 環 第 １ ３ ９ 号
令和６年５月17日

一般社団法人山形県産業資源循環協会　会長　殿

山形県環境エネルギー部長

山形県リサイクル製品認定制度に係る認定製品の募集（令和６年度前期募集）について（依頼）

本県の環境産業の振興につきましては、日ごろから格別の御高配を賜り感謝申し上げます。

さて、このことについて、本県では廃棄物の排出抑制と循環資源の利用推進に資することを目的に平成14年度から標記制度を実施しているところです。

この度、令和６年度前期募集を下記のとおり行いますので、別添のとおり募集案内をお送りします。

つきましては、御承知いただくとともに、関係事業者への周知等について特段の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

１　募集期間　令和６年５月 17 日（金）から令和６年６月 21 日（金）まで

２　申 請 先　山形県環境エネルギー部　循環型社会推進課

３　募集内容　別添「山形県リサイクル製品認定制度募集案内」による

※　様式等は山形県のホームページからダウンロードして御利用ください。

山形県トップページ（https://www.pref.yamagata.jp）

→ くらし・環境

→ 環境・リサイクル

→ ごみ減量・リサイクル

→ 【募集】山形県リサイクル認定製品令和６年度前期募集を開始します！

（https://www.pref.yamagata.jp/050010/kurashi/kankyo/recycle/recycleseihin/boshu.html）

【担当】
循環型社会推進課
リサイクル・環境産業担当　早坂
〒990-8570　山形市松波 2-8-1
TEL：023-630-2322
E-mail：hayasakash@pref.yamagata.jp

山形県リサイクル製品認定制度

募　集　案　内

令和6年度　前期募集

＜ 募 集 期 間 ＞

令和6年5月17日（金） ～ 令和6年6月21日（金）

＜ 問い合わせ ・ 申請先 ＞

山形県環境エネルギー部　循環型社会推進課

所在地　〒990－8570　山形県山形市松波2－8－1
電　話　023－630－2322
ＦＡＸ　023－625－7991
ホームページ
https://www.pref.yamagata.jp/050010/kurashi/kankyo/recycle/recycleseihin/boshu.html

山形県トップページ（http://www.pref.yamagata.jp）
→ くらし・環境
→ 環境・リサイクル
→ ごみ減量・リサイクル
→【募集】山形県リサイクル認定製品令和6年度前期募集を開始します！

目　　次

山形県リサイクル製品認定制度の概要　…　１

山形県リサイクル製品認定申請に必要な書類等について　…　２

【参考】　山形県リサイクル製品認定制度　認定手続きフロー　…　３

記載例　【製造加工フロー図の作成例】「循環たいひ」の製造加工フロー図　…　４

山形県リサイクル製品認定制度で認定対象とする製品に関するＱ＆Ａ　…　５

山形県リサイクル製品認定制度におけるいわゆるＯＥＭ製品の申請について　…　７

山形県リサイクル製品認定制度の概要

１　認定する目的

山形県では、循環型社会の形成を推進し、ごみの最終処分量ゼロを目指す「ごみゼロやまがた」の実現に向け、廃棄物を減らし、資源を有効に活用するリサイクルを進めています。

そのため、廃棄物をリサイクルしてできた製品が広く利用され、資源循環の輪が途切れることのないよう、県内で製造・加工されるリサイクル製品を県が認定し、県民の皆様の協力を得て普及を図ることを目的としています。

２　認定を受けられる製品

山形県内で発生する廃棄物等の循環資源を主たる原材料として、県内の事業所で製造・加工される製品のうち、品質・性能が均一で安全なリサイクル製品を認定します。

認定に当たっては、募集期間内に県に申請された製品について、「山形県リサイクル製品認定制度実施要綱」（以下「実施要綱」という。）で定める基準に合っているかを審査し、県が決定します。

※　品目別の詳細な基準については、「山形県リサイクル製品認定制度認定基準」（以下「認定基準」という。）をホームページに掲載しておりますので、御参照ください。

３　認定されている製品

現在認定されている製品は58製品（令和６年４月１日現在）で、生ごみや樹皮・下水道汚泥・家畜ふん尿などを利用した肥料、焼却灰を溶融固化した溶融スラグを循環利用したコンクリート製品や舗装用アスファルト、使用済み自動車のエアバッグやシートベルトなどを利用したバッグ・帽子・エコバッグなどがあります。

４　認定を受けるメリット

認定を受けた製品は、「山形県リサイクル認定製品」として、認定マークを表示して販売することができます。

県は自ら、認定を受けた製品を優先的に購入するように努めるほか、県民、事業者の皆様にも広くＰＲしていきます。

５　製品認定申請

製品の認定を申請する場合には、県が募集する期間（今回の募集期間は令和６年５月17日（金）～令和６年６月21日（金））に必要書類を提出してください。募集は、県ホームページ等でお知らせします。

※　募集については、毎年度、前期と後期の年２回行っています。

山形県リサイクル製品認定申請に必要な書類等について

山形県リサイクル製品認定制度における認定を申請する場合は、以下の書類等を作成し、提出してください。

【 認定申請に必要な提出書類等 】

(1) 実施要綱　様式第１号、様式第１号の１～様式第１号の３
(2) 実施要綱　様式第１号の４又は様式第１号の５
(3) 当該製品の現物又はサンプル
(4) 当該製品の製造加工フロー図
(5) 当該製品の説明書、パンフレット、写真等
(6) 認定基準に適合していることを証する書類（日本工業規格（JIS規格）、日本農林規格（JAS規格）等への適合確認証明、有害物溶出試験結果、幼植物試験結果、放射性物質測定試験結果等）
(7) 申請者及び製造事業所の事業概要を示す書類（会社案内、パンフレット等）

＜ 申請に係る留意事項 ＞

１　この様式の記載に当たっては、原則として、製造実績がある場合には、直近の１年間（12か月）について集約した最新の数値・状況について記載すること。１年以上の実績がない製品については、事業計画で予定する数値・状況について記載すること。

２　安全性確認のため、基準適合を判断する試験・検査等の結果については、原則的に申請日前の１年以内に行った試験等の結果を提出すること。

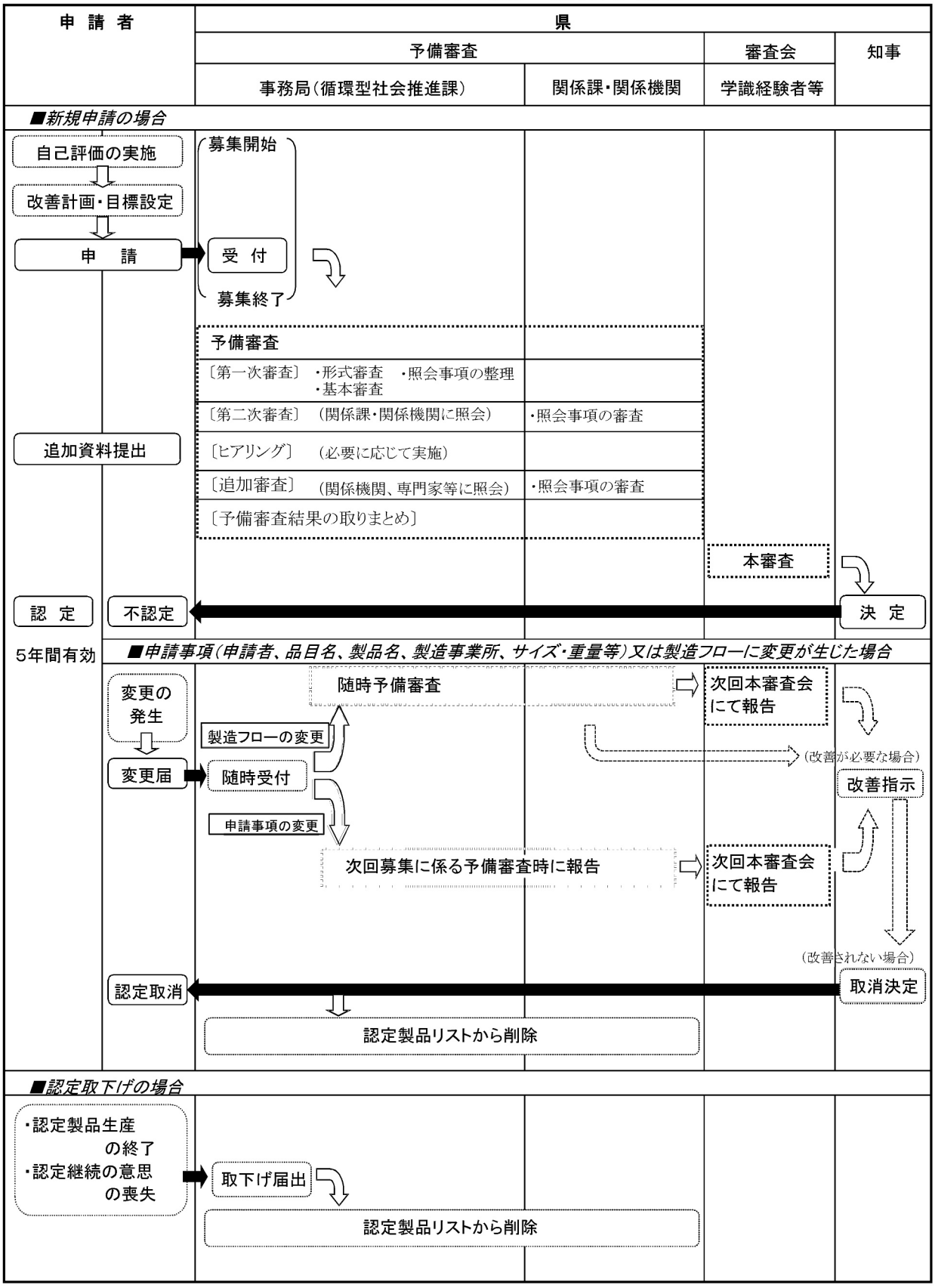
３　審査の過程において、製品の製造状況等を確認するため、原則として事務局及び関係課等による現地ヒアリングを行うものとする。

４　特に確認が必要な場合、試験・検査等の追加を求めることがある。この場合、試験・検査及び証明書の発行等に係る経費は、申請者の負担となる。

５　循環資源及び製造工程が同一の製品は１つの申請とすること。
（製品の名称、サイズ、形状及び用途等による区分はしないこと。）
ただし、製品名、規格等が複数ある場合はすべて記載すること。また、認定対象となる製品のすべての名称及び規格（サイズ・重量等）を申請書に記載すること。
なお、上記にかかわらず以下のいずれかに該当する製品は申請を個別に行うこと。
(1) 品目別基準に定める品目が異なる製品
(2) 製品に適用される日本工業規格（JIS）等の国内標準規格又はこれに準じる基準の品目が異なる製品
(3) 使用する循環資源の種類が異なる製品
(4) 主たる製造工程が異なる製品

【 参考 】

山形県リサイクル製品認定制度　認定手続きフロー



【 製造加工フロー図の作成例 】

「循環たいひ」の製造加工フロー図

注１　　インプットについては、原材料を循環資源又は循環資源以外に分け、原材料毎に別紙様式第１号の１に記載の数値と整合性がとれるように記載すること。

注２　　フロー図中に「製品の製造に係るCO2の年間排出量」の記載欄を設け、インプット及びアウトプットとともに、可能な限り数値を算出し、記載すること。

インプット				製造工程	装置				アウトプット			
区　分	資源の名称	年間数量	単位		装置の名称	内　容	数量	単位	名　称	年間数量	単位
循環資源	動植物性残渣	30,000	t	原材料収集					悪臭		
	下水道汚泥	200	kl								
循環資源以外	パーライト	160	t								
エネルギー	軽油			原材料運搬	ダンプトラック	排気量	4,000	cc	排気ガス		
						積載容量	4	t	騒音		
				原材料ホッパ							
エネルギー	電力			搬入用コンベア	ベルトコンベア	搬送能力	5	t/日	振動		
									騒音		
									廃棄物		
エネルギー	電力			発　酵　槽	発酵槽	容量	250	㎥	騒音		
					撹拌装置	撹拌能力	5	t/日	悪臭		
エネルギー	電力			脱臭ブロワ	脱臭ブロワ	吸気能力	500	kl/h			
エネルギー	電力			脱臭装置	脱臭装置	脱臭能力	900	㎥/h	排気ガス		
循環資源以外	水				（騒音規制法：特定施設）				CO2、NH4		
									騒音（昼間）	23	dB
									騒音（夜間）	20	dB
				排水処理槽	排水処理槽	放流水質BOD	60	mg/l	放流水		
						放流水質SS	60	mg/l			
エネルギー	電力			搬出用コンベア	ベルトコンベア	搬送能力	5	t/日	振動		
									騒音		
				二次発酵ヤード 水分調整							
循環資源	間伐材木くず	100	t								
エネルギー	軽油			切り返し	ホイルローダー	排気量	4,000	cc	排気ガス		
						バケット容量	50	kl	騒音		
				工程排水							
エネルギー	軽油			敷地内搬送	軽トラック	排気量	660	cc	排気ガス		
						積載容量	500	kg	騒音		
循環資源以外	PE製袋（2L）			袋　詰　め	袋詰め装置	袋詰め能力	2kg袋×200個/日				
循環資源以外	雨水				雨水分離槽				放流水		
									廃棄物		
エネルギー	軽油			出　荷	平ボデートラック	排気量	4,000	cc	排気ガス		
						積載容量	4	t	騒音		
				販　売	製品の製造に係るCO2の年間排出量						

山形県リサイクル製品認定制度で認定対象とする製品に関するＱ＆Ａ

１　リサイクル認定製品について

本制度で認定対象とするリサイクル製品は、実施要綱第２条で定めておりますが、具体的に次のような考え方で整理しています。

Ｑ１　実施要綱第２条第２項に「原材料とされる循環資源の発生場所が主に県内であるもの」という規定がありますが、循環資源はどの程度まで使用することが求められるのですか。
Ａ１　本制度で認定するリサイクル製品は、少なくとも天然資源以上に循環資源を用いていることが原則になります。ただし、製造技術上、循環資源を50%以上用いることが困難であると判断される製品については、現在の技術的な標準を踏まえて個々に判断します。詳細については、「山形県リサイクル製品認定制度 品目別基準」を御参照ください。

Ｑ２　実施要綱第２条第２項に「県内で発生する循環資源を主たる原材料として、」という規定がありますが、使用する循環資源のうち、どの程度まで県内で排出されたものを用いることが求められるのですか。
Ａ２　本制度は地域における資源の循環を目指すものであることから、原材料として用いる循環資源のうち、県内排出分を県外排出分以上に用いていることが原則になります。ただし、容器包装リサイクル法等の法制度や循環資源自体の流通実態により、県外排出分を多く用いることがやむを得ないと特に認められる場合は、認定対象となる場合があります。

Ｑ３　実施要綱第２条第２項に「県内の事業所で製造・加工される製品」という規定がありますが、循環資源にどの程度まで手を加えた製品をいうのですか。
Ａ３　製品として認定する以上、循環資源と明らかに異なった状態になったものである必要があり、循環資源の形状及び性質を変えて、新たな用途を生むよう加工され、一般的に有価で流通される状態になったものを認定の対象としています。例えば、廃コンクリートや廃ガラス、木くず等を砕いて粒度調整したものは、性質が変わっていないことから、依然、循環資源であり、本制度でいうリサイクル製品には含まれません。

Ｑ４　実施要綱第２条第２項に「品質等が均一であるもの」という規定がありますが、どの程度まで均一性が求められるのですか。
Ａ４　製品の用途や品質・性能・安全性が一定でなければ、認定の範囲が不明確になります。このため、たとえ循環資源の性質にバラつきがあってもこれを加工することで用途が一定になり、また、認定審査した製品と同一の品質・性能・安全性を備えた製品が継続して製造されると認められる場合に認定対象にしています。

※１　以上を踏まえて、認定対象に含まれるか判断が難しいと考えられる製品を申請する場合には、申請書提出の前に県循環型社会推進課にご相談ください。

※２　品目別の詳細な基準については、認定基準を策定しておりますので、参考にしてください。

２　認定取消について

当制度では、実施要綱第10条第１項により「知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。」としています。

Ｑ１　実施要綱第10条第１項第５号に「本制度の信用を失墜させる行為を行ったとき」という規定がありますが、信用を失墜させる行為とは具体的にどのような行為ですか。
Ａ１　各種法令に違反し罰金以上の刑に処せられたとき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律など生活環境の保全を目的とする法令に違反し行政処分を受けたときなどが該当します。

山形県リサイクル製品認定制度におけるいわゆるＯＥＭ製品の申請について

実施要綱第５条第４項における「認定を受けた事業者以外の者が、認定期間にある認定製品について認定を受けようとする場合（認定を受けた製品名以外の名称を用いる場合を含む。）」とは、**認定を受けようとする製品もしくは認定を受けている製品がいわゆるＯＥＭ製品であり、認定を受けた事業者以外の者が自社の製品について認定を希望する場合**を指します。

以上のような申請を行う場合、以下の事項を御承知ください。

１　ＯＥＭ製品の定義

ＯＥＭとは、Original Equipment Manufacturingの略で「相手先ブランド製品製造」と訳される行為で、製造者が、自社ブランド名とは別に販売者のブランド名を冠した製品の製造を受託するか又は販売者に販売する行為のことを指します。

２　本制度における考え方

ＯＥＭによる製造には、次の２つのケースがあります。

(1) 販売者からの依頼を受けて独自の製品を製造するケース

本制度では、申請資格を製造者に限っていないことから、このケースで製造されたＯＥＭ製品について販売者が申請した場合も認定を受けることができます。

(2) 製造者が元々製造販売している製品を、特定の販売者が販売するものについて別のブランド名を記して製造するケース

この場合、製造者が元々製造販売している製品が、既に認定を受けているか否かで、以下の３つの場合が考えられます。

①　既に認定されている製品について、認定を受けた事業者と異なる者が、異なる製品名で販売する場合（**認定を受けている者が製造者であり、販売者が新たに認定を希望する場合**）

販売者が販売する製品名で新たな申請を行うとともに、次の点を確認する必要があります。

ア　認定されている製品と新たに申請を行う製品が同一の製品であること。

イ　流通から廃棄までの環境管理を行うこと。（第３条第２号関係）

ウ　製品の品質・性能・安全性に関しても情報公開や苦情等を一義的に受けること。（第３条第３号関係）

②　製造者と販売者が同時に認定を希望する場合（**製造者・販売者いずれも認定を受けていない場合**）

製造者と販売者がそれぞれに申請を行う必要があります。

③　既に認定されているＯＥＭ製品について、製造者が認定を希望する場合（**認定を受けている者が販売者であり、製造者が新たに認定を希望する場合**）

製造者が販売する製品名で新たな申請を行うとともに、次の点を確認する必要があります。

ア　認定されている製品と新たに申請を行う製品が同一の製品であること。

イ　製品名称の使用権を有し、かつ製品普及に責任を持つこと。（第３条第４号関係）

３　審査方法

(1)　申請者は、申請に必要な全ての様式を作成することとしますが、先に認定を受けた製品が認定を受ける際に提出した添付資料と内容が同じものを用いることが認められる場合、その旨を様式に記入したうえで添付を省略できることとします。

(2)　申請書に基づき、認定されている製品と同一の製品であること等、特に確認すべき事項を予備審査会で確認することができた場合に認定を決定します。

様式第１号

年　　月　　日

山形県知事　　殿

申請者
所在地　　〒

名　称
代表者 職名・氏名

山形県リサイクル製品認定申請書

山形県リサイクル製品認定制度実施要綱第５条第１項の規定により、次のとおりリサイクル製品の認定を申請します。

1	製品名		※１　循環資源及び製造工程が同一の製品は１つの申請とすること。 ※２　製品名が複数ある場合はすべて記載すること。
2	認定番号		第　　号（更新申請の場合は記載すること。）
3	品目名		
4	製品の主な仕様	型番	
5		規格・大きさ・重量等	※　記載すべき内容が多い場合は、別紙のとおりとして別紙資料を添付してもよい。
6		用途	
7		特徴	
8	製品ホームページ		
9	製造事業所	事業所名	
10		所在地	〒
11	申請担当者	事業所名	
		部署・氏名	
		電話番号	
		FAX 番号	
		電子メール	

※　次の書類等を添付すること。
(1) 様式第１号の１～様式第１号の３
(2) 様式第１号の４又は様式第１号の５
(3) 当該製品の現物又はサンプル
(4) 当該製品の製造加工フロー図
(5) 当該製品の説明書、パンフレット、写真等
(6) 山形県リサイクル製品認定制度認定基準に適合していることを証する書類（日本工業規格（JIS 規格）、日本農林規格（JAS 規格）等への適合確認証明、有害物溶出試験結果、幼植物試験結果等）
(7) 申請者及び製造事業所の事業概要を示す書類（会社案内、パンフレット等）

様式第１号の１

山形県リサイクル製品認定申請に係る製品の製造状況

製品名
（更新申請の場合、既認定番号 第　　号）

(注)申請の直近１年間における製造実績（実績がない場合には製造計画）に基づき、製造加工フロー図に記載の数値と整合性がとれるように記載すること。
なお、率の記載については、小数第２位を四捨五入すること。

１　原材料として利用する循環資源の年間利用量等

No.	循環資源の名称	No.	排出元の名称	年間利用量（単位：__）	
				計	うち山形県内排出量
(1)		①			
		②			
		③			
(2)		①			
		②			
		③			
合　　計				(A)	(B)
山形県内排出占有率（B/A×100）					%

２　原材料として利用する循環資源の利用率等

内　　容		利用量・利用率	単位
循環資源の年間利用量	(C)		
循環資源以外の年間利用量	(D)		
循環資源の利用率	(C/(C+D)×100))		%

※　利用する循環資源が溶融スラグ又はフライアッシュの場合は次に記載すること。

溶融スラグ（フライアッシュ）の年間利用量	(E)		
細骨材（フライアッシュ利用の場合はセメント）の年間利用量	(F)		
溶融スラグ（フライアッシュ）の利用率	(E/(E+F)×100))		%

３　製造及び販売に係る知的財産権の取得（予定）状況等（該当するものの□を■に修正すること。）

区　分	No.	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
	種　類	特許権	実用新案権	意匠権	著作権	商標権
取得(予定)状況	有	□	□	□	□	□
	無	□	□	□	□	□
	取得予定の場合、その時期					
他製品の侵害の恐れ	有	□	□	□	□	□
	無	□	□	□	□	□

様式第１号の２

山形県リサイクル製品認定申請に係る製品の品質確保、環境配慮の状況

製品名
（更新申請の場合、既認定番号 第　　号）

1　製造・販売に必要な廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他法令に基づく許認可等

No.	種　　類	許認可等の番号	許認可等の有効期間	備　　考
(1)			～	
(2)			～	
(3)			～	

※　行が不足する場合は追加して記載すること。

2　製品に適用される法令、条例、日本工業規格等の基準及びそれらへの適合を証する書類

※　記載例（基準の根拠を記載し、それら基準への適合を証する資料を添付すること。）
・〇〇法　第〇条第〇項第〇号に基づく登録…済み　別添資料１　登録証の写しのとおり
・公定規格（含有すべき主成分の最小値）…別添資料２　成分分析試験結果のとおり
・山形県環境物品等調達基本方針　特定調達物品　下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料…別添資料３　成分分析試験結果のとおり

3　品質管理のための日常点検、定期試験実施等の状況

4　製造事業所に適用される環境法令、条例、協定等（廃棄物の処理及び清掃に関する法律、悪臭防止法、騒音規制法、振動規制法、水質汚濁防止法、土壌汚染対策法、山形県生活環境の保全等に関する条例等）

※　記載例（適用法令の名称、具体的な基準値、基準適合状況等を記載すること。）
・排気　大気汚染防止法…特定施設の対象外
・悪臭　悪臭防止法…Ａ地区（大気中の許容濃度　アンモニア　１ppm）当製造事業所排出アンモニア　0.2ppm

5　自主的な環境管理（該当するものの□を■に修正すること。）

No.	内　　容	有	無
(1)	ISO14001の取得	□	□
(2)	エコアクション21認証・登録	□	□
(3)	環境管理規程の整備	□	□

※　(1) ISO14001 の取得及び(2) エコアクション 21 認証・登録のいずれもない場合は、(3)環境管理規程の整備を必ずと行うとともに、環境方針のほか具体的な環境目標設定、目標達成のための行動計画を作成すること。

様式第１号の３

山形県リサイクル製品認定申請に係る製品の販売等の状況

製品名
（更新申請の場合、認定番号 第　　号）

（注）該当するものの□を■に修正すること。

１　消費者相談窓口

No.	区　　分	製　　品	販　　売（□ 製品と同じ）
(1)	事業所名		
(2)	部 署 名		
(3)	所 在 地	〒	〒
(4)	電話番号		
(5)	FAX番号		
(6)	電子メール		
(7)	相談窓口ホームページ		

２　認定マークの製品への表示方法等

(1)	認定マークの包装等への表示	可	□
		不可	□
(2)	認定マークの包装等への表示方法・表示箇所等		
(3)	認定マークの包装等への表示が不可の理由及びその代わりに行う表示等	※　包装等への表示が不可の場合のみ記載すること。	

※　認定を受けた事業者は、山形県リサイクル製品認定制度実施要綱に基づき、認定マークを認定時の条件に従って包装等に表示すること。

３　当該製品の販売計画

(1)	主な販売店	□	申請者	
		□	製造事業所	
		□	その他（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）	
(2)	主な販売方法			
(3)	主な販売（予定）先			
(4)	希望小売価格	税抜　　円（単位又は規格：＿＿＿＿）		
(5)	販売価格（標準小売価格）	税抜　　円（単位又は規格：＿＿＿＿）		
(6)	売上実績のある直近年度の売上（＿＿＿＿年度）	税抜売上額(単位：千円)	売上量(単位：＿)	

様式第１号の４

山形県リサイクル製品認定申請に係る誓約書【法人用】

年　　月　　日

山形県知事　　殿

住　所
名　称
代表者 職名・氏名　　印

当社及び役員（法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、**相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、**法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）一同は、次の要件に該当しない者であることを誓約します。

1　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへまでのいずれかに該当する者

イ　第7条第5項第4号イからトまでのいずれかに該当する者

イ　成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
ロ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
ハ　この法律、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
ニ　第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号（第14条の6において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。）であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
ホ　第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第3項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの
ヘ　ホに規定する期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ホの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
ト　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ロ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
ハ　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの
ニ　法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの
ホ　個人で政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの
ヘ　暴力団員等がその事業活動を支配する者

注1）政令で定める使用人とは、申請者の使用人で次に掲げるものの代表者であるもの
(1) 本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）
(2) 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの
注2）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるものとは、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

2　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者

様式第１号の５

山形県リサイクル製品認定申請に係る誓約書【個人用】

年　　月　　日

山形県知事　　殿

住　所
氏　名　　印

私（政令で定める使用人及び法定代理人を含む。）は、次の要件に該当しない者であることを誓約します。

1　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへまでのいずれかに該当する者

イ　第7条第5項第4号イからトまでのいずれかに該当する者

イ　成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
ロ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
ハ　この法律、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
ニ　第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号（第14条の6において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。）であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
ホ　第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第3項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの
ヘ　ホに規定する期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ホの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
ト　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ロ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
ハ　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの
ニ　法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの
ホ　個人で政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの
ヘ　暴力団員等がその事業活動を支配する者

注1）政令で定める使用人とは、申請者の使用人で次に掲げるものの代表者であるもの
(1) 本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）
(2) 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの
注2）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるものとは、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

2　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者

山形県リサイクル製品認定制度実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、県が山形県内で製造されるリサイクル製品を認定することで、事業者による開発・製造を奨励してリサイクル産業の育成を図るとともに、リサイクル製品の普及啓発を通じて、県民、事業者及び行政が地域循環システムの形成に向けたパートナーシップを構築し、もって県内における廃棄物の排出抑制並びに循環資源の利用推進に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において「循環資源」とは、廃棄物及び人の活動に伴い副次的に発生し、不要となる物品（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）のうち、資源として再利用されるものをいう。

２　この要綱において「リサイクル製品」とは、原則的に、主たる原材料が循環資源であって、その原材料とされる循環資源の発生場所が主に県内であるもので、かつ、県内の事業所で製造・加工される製品のうち、品質等が均一であるものをいう。

（認定）

第３条　知事は、リサイクル製品のうち、次の各号に掲げる要件のいずれにも適合すると認める製品を山形県リサイクル製品（以下「認定製品」という。）として認定することができる。

一　認定による製品の普及を通じ、県内の廃棄物の排出抑制並びに循環資源利用の進展について、具体的効果が期待できるものであること。

二　製品の原材料調達から廃棄に至る各段階における環境影響について、法令等による基準を遵守し、かつ、自主的な環境管理に基づき常に適切な改善を図っていること。

三　品質・性能・安全性等について、別に定める山形県リサイクル製品認定制度認定基準に適合していること。

四　次の事項について、消費者の便益からみて取り組みが妥当と判断できること。

イ　製品普及の促進

ロ　情報公開等のコミュニケーション体制

ハ　認定された場合に行う表示

五　申請時において現に流通している、又は申請の日から６か月以内に販売されることが確実な製品であること。

（申請者）

第４条　認定を申請することができる者は、リサイクル製品の製造又は販売を行うものであって、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

一　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）第14条第５項第２号イからへまでのいずれかに該当する者。

二　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年５月15日法律第77号。以下この号中「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）と密接な関係を有する者。

（申請及び決定）

第５条　認定を希望する事業者は、様式第１号により申請書を作成し、募集期間内に所定の資料を付して知事に申請しなければならない。

２　知事は、募集期間終了後４か月以内に認定の可否等を決定し、申請者に対して理由を付して通知する。決定に当たっては、条件を付すことがある。

３　前項の規定により認定を決定したときは、当該申請者に対して、様式第２号により認定証を交付する。
４　認定を受けた事業者以外の者が、認定期間にある認定製品について認定を受けようとする場合（認定を受けた製品名以外の名称を用いる場合を含む。）は、第１項及び第２項にかかわらず、募集期間以外に申請することができる。この場合、知事は、申請を受けた日から１か月以内に認定の可否等を決定する。

（審査）
第６条　リサイクル製品の認定の可否等について審査するため、「山形県リサイクル製品認定・リサイクルシステム認証審査会（以下「審査会」という。）」を設置する。
２　審査会の構成、運営等については、別に定める。
３　審査会は、必要に応じ申請者に対してヒアリングを行い、追加資料を求め、又は改善を求めることがある。

（認定期間等）
第７条　認定製品の認定期間は５年間とする。ただし、再度認定を受けることを妨げない。
２　認定を受けた事業者が再度認定を受けるときは、認定の有効期限前の募集期間中に、第５条により申請しなければならない。
３　前項により更新の申請があった場合、当該認定を決定する期日までは、認定期間にかかわらず認定製品とみなすものとする。再度認定を受けたときは、当該認定年月日の前日をもって従前の認定期間が終了したものとみなす。
４　認定製品の原料となる循環資源、製造工程等製品の品質に影響を及ぼす可能性のある事項に係る変更があるときは、様式第３号により30日以内に知事にその旨を届け出なければならない。
５　認定を受けた事業者は、製品の生産を終了したとき、又は認定継続の意思を失ったときは、様式第４号により認定の取下げを届け出なければならない。

（表示等）
第８条　認定を受けた事業者は、別に定める認定マークを認定時の条件に従って包装等に表示しなければならない。
２　認定を受けた事業者は、認定マークによる表示が困難な場合、認定時に定める方法により表示することができる。
３　認定を受けた事業者は、認定製品以外の製品への認定マークの使用及び認定製品と誤認する表示や製品名の使用を行ってはならない。
４　本認定を受けた事業者以外の者は、認定マークを使用し、また、認定製品と誤認する表示をしてはならない。

（改善指示等）
第９条　知事は、第３条及び前条の規定への違反又は違反の疑いがあると認められる場合は、当該製品に関し、認定を受けた事業者又は製造事業所に対し、必要な報告を求め、また、それらの事務所、事業場等に立ち入り、調査し、改善を指示することができる。

（認定取消）
第10条　知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。
一　認定製品が第３条の規定に適合しなくなったとき
二　認定を受けた事業者が第４条各号のいずれかに該当するに至ったとき
三　認定を受けた事業者が第７条第４項又は同条第５項の規定による届出をしなかったとき
四　認定を受けた事業者が第９条の指示に従わなかったとき

五　認定を受けた事業者が本制度の信用を失墜させる行為を行ったとき

２　知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を申請者に通知するとともに、その旨を公表することができる。

（認定を受けた事業者の責務）

第11条　認定を受けた事業者は、毎年４月30日までに、前年度の認定製品の販売状況等を様式第５号により知事に報告しなければならない。

２　認定を受けた事業者は、本認定の根拠となる情報を積極的に公開するものとする。また、認定製品に関して消費者とのコミュニケーション体制を整備するとともに、消費者からの信頼性の向上並びに協力関係の構築に努めるものとする。

３　認定製品に関して、消費者との間に製品の品質・性能・安全性等の問題が発生した場合は、認定を受けた者が責任を持ってその処理をするものとする。

（県の責務）

第12条　県は、調達基本方針に基づき毎年度定める調達方針に掲げる品目に該当する認定製品について、性能、数量、価格等を考慮のうえ優先的な調達に努めるものとする。

２　県は、市町村に対して認定製品の周知を図るとともに、認定製品の調達並びに普及の推進を要請する。

３　県は、県民及び事業者に対する認定製品の普及啓発を行う。

（県民及び事業者の協力）

第13条　県民及び事業者は、本制度の趣旨を理解し、物品の購入等に際しては、できる限り認定製品を選択するよう努めるものとする。

附則

この要綱は、平成14年11月１日から施行する。

この要綱は、平成16年５月13日から施行する。

この要綱は、平成18年５月24日から施行する。

この要綱は、平成18年11月１日から施行する。

この要綱は、平成20年６月13日から施行する。

この要綱は、平成23年５月９日から施行する。

この要綱は、平成26年４月24日から施行する。

この要綱は、平成27年５月20日から施行する。

この要綱は、平成27年10月１日から施行する。ただし、第４条、第10条第１項第２号及び第５号の規定については、施行の日以降に該当するに至った者について適用する。

この要綱は、平成29年１月11日から施行する。

この要綱は、平成30年１月19日から施行する。

この要綱は、令和元年５月16日から施行する。

この要綱は、令和元年12月24日から施行する。

この要綱は、令和３年５月25日から施行する。